

令和4年4月15日

## 登録個別信用購入あっせん業者に対する行政処分を行いました

関東経済産業局は、本日、割賦販売法に基づく登録個別信用購入あっせん業者であるイオンプロダクトファイナンス株式会社（法人番号 4010701022949）に対し、同法第 35 条の 3 の 21 第 1 項及び第 35 条の 3 の 31 の規定に基づく改善命令を発出しました。

### 1. 事業者の概要

- (1) 名称：イオンプロダクトファイナンス株式会社（以下「同社」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 河田 和彦
- (3) 所在地：東京都千代田区神田鍛冶町三丁目 4 番地
- (4) 登録年月日及び登録番号：令和元年 5 月 26 日登録 関東（個）第 20 号-3
- (5) 資本金：3,910 百万円
- (6) 事業内容：個別信用購入あっせん業等

### 2. 処分内容

- (1) 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「法」という。）第 35 条の 3 の 21 第 1 項に基づく改善命令

- ① 個人情報情報を保存するシステムについて、アクセス権限の適切性の確認、アクセス状況のモニタリング等の措置を速やかに講じ、これを継続的に行うこと。また、これら措置の適確な実施を確保するため、個人情報情報の取扱いに係る責任部署や手続等に係る社内規則等の運用の見直し及び必要に応じ改正を行い、役職員への周知徹底を図るとともに、日常業務において実践すること。

- (2) 法第 35 条の 3 の 31 に基づく改善命令

- ① 主として配偶者の収入により生計を維持している者であって当該配偶者と同居している者の生活維持費の取扱いに関する社内規則等について、速やかに見直しを行い、当該社内規則等に従った生活維持費の算定を行うこと。また、与信審査担当者が適切な生活維持費の算定を実施するため、法令及び社内規則等に基づく業務運用、手続等に関する社内教育の実施等の措置を講じること。
- ② 与信審査の判断基準や運用手続等を明確に定め、当該基準や手続等に従った与信審査を実施すること。

- ③ 適確な与信審査の実施を確保するため、与信審査業務の体制の見直し、改善を図るとともに、与信審査業務の担当部署、責任体制を明確化すること。
- ④ 法令及び社内規則等の遵守状況の監督のため、定期的または必要に応じた監査（外部監査を含む）、モニタリングを実施すること。
- ⑤ 改善命令の原因となる事実が発生した状況について、経営方針、組織体制の観点から原因を究明し、経営陣主導による法令遵守体制及び適正な業務運営の体制の構築に向けた取組みを行うこと。

### 3. 処分理由

同社に対して行った法第 41 条の規定に基づく立入検査の結果及び同社から提出のあった弁明書を確認した結果、以下の事実が確認された。

- (1) 令和 3 年 3 月末に与信制度を変更したことにより、同社の事業部及び支店の従業員が与信業務に従事することがなくなったにもかかわらず、個人信用情報が保存された 2 つのシステムについて、一方についてはアクセス権限を見直し、ID の剥奪を行った令和 3 年 10 月 18 日までの間、もう一方についてはマスキングによる非表示化を行った令和 4 年 2 月 1 日までの間、事業部及び支店の従業員が個人信用情報を含む情報を閲覧できる状況であった。

また、同社が令和 3 年 9 月 27 日に実施した社内の監査報告会において個人信用情報へのアクセス権限の範囲について問題提起されるまで、当該権限の妥当性について、定期的又は必要に応じた見直しを行っていなかった。（割賦販売法施行規則（昭和 36 年通商産業省令第 95 号。以下「省令」という。）第 89 条及び第 90 条違反）

- (2) 社内規則において、審査部が個人信用情報の照会ログのモニタリングを毎月 1 回実施し、検証結果をコンプライアンス部、監査部等の関係部署に遅滞なく報告することを定めていたが、これを実施していなかった。（省令第 89 条及び第 90 条違反）
- (3) 省令第 45 条第 3 項第 3 号に規定する「日常生活において必要とされるもの」については、その購入者等の年収や当該商品等の性質、分量等を総合的に勘案した上で、社会通念に従って個別・具体的に判断されるものと解されるどころ、同社の社内規則は個別・具体的な判断を実施するものにはなっておらず、実施する体制になっていなかった。（省令第 101 条第 1 項第 1 号、第 3 号違反）
- (4) 審査部が否決・保留とした案件について、事業部又は支店が再度与信審査の実施を申請する再審査申請制度に関し、再審査時の与信審査の審査項

目、与信判断の基準、契約締結の条件等を具体的な運用基準として定めて実施していなかった。また、これらの制度廃止後も、保留案件の再度の与信審査は継続しているところ、これについても与信判断の基準等の具体的な運用基準を定めていることが確認できない。（省令第101条第1項第4号違反）

- (5) 上記(1)～(4)の法令違反、体制整備の不備が長期に亘り継続していたことから、実効性ある内部管理部門によるモニタリング及び内部監査部署による監査が行われ、それらを踏まえた改善策の策定及び実施が行われていたとは認められない。（省令第101条第1項第4号違反）